

美濃加茂市看護師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、美濃加茂市看護師修学資金貸与条例（令和7年美濃加茂市条例第1号。以下「条例」という。）第16条の規定により条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(貸与の申請手続)

第3条 条例第6条の規定による申請は、看護師修学資金貸与申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 在学証明書

(2) 養成施設の長の推薦書（様式第2号）

(3) 身上調書（様式第3号）

(4) 申請者の住民票の写し

(5) 連帯保証人となるべき者の保証書（様式第4号）

2 修学資金の貸与の申請の受付期間は、毎年4月1日から同月30日までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(貸与の決定方法等)

第4条 市長は、美濃加茂市看護師修学資金貸与審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を経て、条例第8条の規定により修学資金貸与の可否を決定するものとする。

2 前項の可否の結果の通知は、看護師修学資金貸与可否決定通知書（様式第5号）によるものとする。

(審査委員会)

第5条 前条の決定に係る審査を行うため、審査委員会を置く。

2 審査委員会は、委員7人をもって組織する。

3 委員は、市職員から市長が選任する。

4 審査委員会に委員長を置き、委員の中から市長が指名する。

5 委員長は、会務を総理し、審査委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

6 審査委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長が指名する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

9 審査委員会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

10 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 1 1 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。
- 1 2 委員長は、必要があると認めるときは、申請者を審査委員会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 1 3 審査委員会の庶務は、健康こども部健康課において処理する。

(契約書及び誓約書)

第6条 条例第9条第1項の貸与契約は、看護師修学資金貸与契約書(様式第6号)によるものとする。

- 2 条例第9条第2項の誓約書は、看護師修学資金貸与誓約書(様式第7号)によるものとする。
- 3 前項の誓約書には、修学資金振込口座申出書(様式第8号)を添付するものとする。

(借用証書)

第7条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに借用証書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第10条第1項の規定により貸与契約を解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年2月が経過したとき。

(就業延期の申請)

第8条 他の養成施設への進学、病気、負傷等の理由により、修学資金の貸与を受けて養成施設を卒業した日から起算して1年2月以内に市内医療機関において看護業務に従事できない者で、将来、条例第13条第1項第1号の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするものは、就業延期申請書(様式第10号)に、当該期間内に就業することができない旨を証するに足る書面を添えて市長に提出しなければならない。

(返還の期間等)

第9条 条例第11条の規定により修学資金を返還する場合における返還期間は、被貸与者が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間内とする。

- 2 前項の規定による修学資金の返還は、一括又は分割して返還しなければならない。
- 3 修学資金の返還金は、納入通知書により徴収する。ただし、市長が特に他の方法が適当と認めるときは、その方法によることができる。

(返還計画書の提出)

第10条 被貸与者は、条例第11条の規定により修学資金を返還しなければならないときは、その事由が生じた日から起算して30日以内に看護師修学資金返還計画書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(返還の猶予の申請)

第11条 条例第12条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、看護師修学資金返還猶予申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

い。

- 2 市長は、前項の看護師修学資金返還猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を当該申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知は、看護師修学資金返還猶予決定通知書（様式第13号）又は看護師修学資金返還猶予不承認決定通知書（様式第14号）によるものとする。
- 4 第2項の規定により修学資金の返還が猶予された者は、当該猶予に係る事由がなくなったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（返還債務の免除の申請）

第12条 条例第13条第1項第1号又は第14条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、看護師修学資金返還免除申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の看護師修学資金返還免除申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を当該申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知は、看護師修学資金返還免除決定通知書（様式第16号）又は看護師修学資金返還免除不承認決定通知書（様式第17号）によるものとする。

（期間の計算）

第13条 条例第13条第1項第1号に規定する看護業務に従事した期間の計算は、市内医療機関において看護業務に従事することになった日の属する月から、市内医療機関において看護業務に従事しなくなった日の属する月までの期間による。ただし、当該期間中に休職（業務に起因する休職を除く。以下同じ。）又は停職期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

- 2 市内医療機関において看護業務に従事した後、勤務している当該市内医療機関の都合によりやむを得ず退職し、直ちに他の市内医療機関において看護業務に従事した者の期間の計算については、先の看護業務に従事した期間と後の看護業務に従事した期間は引き続いたものとみなす。

（免除することができる返還債務の額）

第14条 条例第13条又は第14条の規定により免除することができる修学資金の返還債務額は、被貸与者が市内医療機関において看護業務に従事することとなった日の属する月から退職した日の属する月までの月数に、1月の貸与額を乗じて得た額とする。

（現況届の提出）

第15条 被貸与者は、毎年10月1日における現況を記載した現況届（様式第18号）を、当該年の10月15日までに市長に提出しなければならない。

（異動届等の提出）

第16条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 養成施設を退学したとき。
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 養成施設を休学し、又は養成施設から停学の処分を受けたとき。
- (5) 養成施設に復学したとき。
- (6) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。
- (7) 修学資金の貸与を辞退するとき。

2 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。
- (3) 養成施設を卒業したとき。
- (4) 看護師の免許を取得したとき。
- (5) 市内医療機関において看護業務に従事したとき。
- (6) 看護業務に従事する市内医療機関を変更したとき。
- (7) 市内医療機関において看護業務に従事しなくなったとき。
- (8) 勤務している市内医療機関を休職し、又は復職したとき。

3 第1項第1号から第5号までの届出は、看護師修学資金身分異動届(修学生)(様式第19号)によるものとする。

4 第1項第6号の届出は、看護師修学資金連帯保証人異動届(修学生)(様式第20号)によるものとする。

5 第1項第7号の届出は、看護師修学資金貸与辞退届(様式第21号)によるものとする。

6 第2項第1号又は第8号の届出は、看護師修学資金被貸与者身分異動届(様式第22号)によるものとする。

7 第2項第2号の届出は、看護師修学資金連帯保証人異動届(被貸与者)(様式第23号)によるものとする。

8 第2項第3号の届出は、養成施設卒業(修了)届(様式第24号)によるものとする。

9 第2項第4号の届出は、看護師免許取得届(様式第25号)によるものとする。

10 第2項第5号の届出は、業務従事開始届(様式第26号)によるものとする。

- 1 1 第2項第6号の届出は、業務従事市内医療機関変更届（様式第27号）によるものとする。
- 1 2 第2項第7号の届出は、業務従事廃止届（様式第28号）によるものとする。
- 1 3 修学生又は被貸与者が死亡し、又は失踪したときは、条例第7条に規定する連帯保証人は、直ちに死亡・失踪届（様式第29号）を市長に届け出なければならない。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。